

公 示 送 達 書

四日市市揭示 第170号

令和 8 年 9 月 7 日

下記の書類は、受取人の住所・居所・事務所及び事業所が不明の為送達することができないので
当所に保管してありますから申し出て受領してください。

四 日 市 市 長 森 智 広



送 達 を 受 け る べ き 者	住 所 又 は 居 所 等		氏 名 (名 称)	山 本 タ カ シ
送 達 す る 書 類 名	差押解除通知書 1通			
	以下余白			
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、 書類の送達があったものとみなされます。				

(地方税法第20条の2関係)